

広島県収受	
第	号
31.1.11	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
平成 31 年 1 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

角膜矯正用コンタクトレンズの添付文書に関する自主基準の改定について

今般、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会より、下記のとおり、角膜矯正用コンタクトレンズ（オルソケラトロジーレンズ）の添付文書に関する自主基準が改定され、当課宛て提出されましたので、情報提供いたします。

ついては、貴管内の製造販売業者において浸透が図られるよう、周知方御配慮願います。

なお、本事務連絡の写しを関係団体宛てに送付していることを申し添えます。

記

オルソケラトロジーレンズ添付文書自主基準【改定第3版】

<http://www.jcla.gr.jp/membership/outline/voluntarystandard.html>

以上

